

定期報告書

令和 年 月 日

栃木県知事 福田富一 様

農場名

農場住所

電子メール

電話番号

FAX番号

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者	氏名又は名称	
	住所	郵便番号
	連絡先	電子メール :
		携帯電話番号 :
		(電話番号 :)
		(FAX :)
飼養衛生管理者	氏名	所有者と同じ場合は、「同上」と記入のこと
	住所	郵便番号
	連絡先	電子メール :
		携帯電話番号 :
		(電話番号 :)
		(FAX :)
管理する衛生管理区域の住所又は畜舎番号	郵便番号	

※ 裏面に続く（飼養頭数、畜舎等の数の欄も忘れずに記入してください。）

家畜の種類及び頭羽数	乳用雌牛	成牛 24月齢以上	育成牛 4月齢以上24月齢未満	子牛 10日齢以上4月齢未満		
		頭	頭	頭		
	和牛肥育牛 <small>(乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く)</small>	成牛 (肥育後期の牛) 24月齢以上	肥育前期の牛 9月齢以上24月齢未満	育成牛 4月齢以上9月齢未満	子牛 4月齢未満	
		頭	頭	頭	頭	
	交雑・ホル 肥育牛 <small>(乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る)</small>	成牛 (肥育後期の牛) 17月齢以上	肥育前期の牛 7月齢以上17月齢未満	育成牛 4月齢以上7月齢未満	子牛 4月齢未満	
		頭	頭	頭	頭	
	肉用繁殖牛	成牛(雄) 24月齢以上	成牛(雌) 24月齢以上	育成牛 4月齢以上24月齢未満	子牛 4月齢未満	
		頭	頭	頭	頭	
	豚	繁殖豚			肥育豚 <small>(子豚を除く)</small>	子豚 <small>3月齢未満の離乳豚</small>
		雄豚 12月齢以上	雌豚 12月齢以上	育成豚 3月齢以上12月齢未満		
		頭	頭	頭	頭	頭
	鶏	採卵鶏			肉用鶏	
		成鶏 150日齢以上	育成鶏 150日齢未満			
		羽	羽	羽		
馬	水牛	鹿	めん羊	山羊	いのしし	
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
あひる	うずら	きじ	ほろほろ鳥	七面鳥		
	羽	羽	羽	羽	羽	
エミュー	だちょう					
	羽	羽				
畜舎等の数	畜舎	棟	ふ卵舎	棟		

個人情報の提供に関する同意 (*個人の方のみ記載)
下記記載の「個人情報の第三者への提供について」を御理解の上、御回答ください。

同意します

同意しません

チェックをお願いします

[個人情報の第三者への提供について]

- 1 情報提供は、家畜伝染病発生時に迅速な対応をするため、予め防疫対策を検討することが必要な場合、必要な範囲の情報のみ提供します。
- 2 情報の提供者は、1の目的に限り関係機関（国県関係部署、関係団体）の範囲内とします。

- 注意
- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。）が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外の者が家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者である場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。
 - 2 家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあっては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。
 - 3 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、飼養衛生管理者の「氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、飼養衛生管理者の「住所」、「連絡先」、「管理する衛生管理区域の住所または畜舎番号」欄の記載は要さない。
 - 4 衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者の「氏名」、「住所」、「連絡先」、「管理する衛生管理区域の住所または畜舎番号」欄をそれぞれ記載すること。
その際、飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の1. 基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、他の飼養衛生管理者の情報については、別紙の1－2. 他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が1人の場合は別紙の提出は必要ない。
 - 5 報告事項は、**その年の2月1日時点のものとする**。家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。
 - 6 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することができます。
 - 7 報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第21の6で定める事項については、家畜伝染病予防法第12条の4の2の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。
- ※ 家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。
- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
 - (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
 - (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
 - (4) エミュー、だちょうの場合 10羽未満